

八丈町農業委員会

第8回総会議事録

注 発言の内容についてはその要旨を記載しております。
(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。

令和5年11月24日(金)

八丈町役場大会議室

1. 開催日時：令和5年11月24日(金) 9:00~10:00

2. 場所：八丈町役場大会議室

3. 農業委員出席：14名

会長	14	沖山 慶孝	委員	6	磯崎 正
会長職務代理者	13	伊勢崎 武二	〃	7	浅沼 博之
委員	1	磯崎 典雄	〃	8	浅沼 實
〃	2	奥山 利平	〃	9	菊池 寛
〃	3	加藤 純生	〃	10	菊池 みゆき
〃	4	菊池 勝男	〃	11	金田 可奈利
〃	5	青木 保憲	〃	12	菊池 家司

4. 農業委員欠席：0名

5. 農地利用最適化推進委員出席：7名

委員	1	浅沼 隆章	委員	5	菊池 睦男
〃	2	浅沼 美和子	〃	6	奥山 光洋
〃	3	笹本 守彦	〃	7	金田 秀彦
〃	4	浅沼 幸友			

6. 農地利用最適化推進委員欠席：0名

7. 会議録署名委員の指名：7番 浅沼 博之委員、8番 浅沼 實委員

8. 議事

会議日程

1) 会長活動報告

2) 事務局長活動報告

3) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権設定）

議案第3号 八丈町農業振興地域整備計画案の意見について

9. 出席事務局職員：事務局長 大川 和彦、事務局次長 廣瀬 悠志、事務局 笹本 大祐、
事務局 佐藤 章敬、篠崎 京平、小宮山 優、持丸 條

10. 農業委員会等に関する法律第39条による出席者：5名

八丈支庁産業課農務担当 課長代理 河村 徹

八丈支庁産業課農務担当 主事 大道 紀子

島しょ農林水産総合センター八丈事業所長 堀井 善弘

島しょ農林水産総合センター園芸振興係 課長代理 菊池 知古

島しょ農林水産総合センター主任普及指導員 平塚 徹也

11. 傍聴人：0名

[会議内容]

議長 それでは時間となりましたので第8回総会を開催いたします。
本日の会議録署名委員ですが、7番委員・8番委員お願いします。
次に会長活動報告を行います。

会長 <会長活動報告>

議長 次に事務局長活動報告をお願いします。

事務局長 <事務局長活動報告>

議長 それでは議案に移って参ります。
議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和5年11月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝
番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農用内、
面積 608㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が健康上の理由により、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●
譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。
作付予定作物 ロベレニー
つづいて番号2 農地の所在 大字●●●●番、登記 畑、現況 畑、農振区分 農振外、
面積 679㎡、権利種別 3条有償移転
譲渡人 ●●●●
譲渡人は自身が島外にあり、耕作する見込みがない状況である為、農地を譲り渡す。
譲受人 ●●●●

譲受人は申請地を譲り受け、農地として有効利用していく。

作付予定作物 明日葉

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

続いて番号2農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号2農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号2農地説明】

最後に許可要件について説明します。番号1農地の●●●●さんについては、現在学校の用務員として働いていますが、農地取得と同じタイミングで退職し、奥さんと共にロベ栽培を専業として行っていくとのことです。農地についてはすでにロベが植えられており引き続きロベの栽培を行っていくとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

番号2農地の●●●●さんについては、現在、法人の代表を務めていますが、勤務時間外で明日葉を栽培していくとのことです。農地については草が生えていますが草刈を行い明日葉を栽培するとのことで、全部効率利用・常時従事については問題ありません。地域との調和についても周囲の方と話をし、調和した農業を行っていきたいということです。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1、番号2農地について、1番推進委員お願いします。

推委1番 番号1農地については、農地に行くまでの道が悪路になっていますが、農地自体は切れ頃のロベが植えられておりますので、問題ないと思います。
番号2農地については、接道もあり、畑には草が生えておりますが、少し草刈りをすれば耕作できると思いますので問題ないかと思えます。よろしくをお願いします。

議長 続いて、番号1、番号2農地について、2番農業委員お願いします。

農委2番 番号1農地については、推進委員からも意見があったとおり、農地まで行くのは悪路で少し困難ですが、農地には素晴らしいロベが植えられております。
番号2農地についても大きな道路に接していて、条件のいい農地だと思います。
番号1、番号2どちらの農地も問題ないと思えますので、よろしくをお願いします。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。
…無いようでしたら第1号議案を許可することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第1号については許可といたします。

議長 続いて、議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について（利用権移転）を上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の意見の聴取について農地中間管理事業の推進に関する法律19条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の提出について意見を求める。

令和5年11月24日提出 八丈町農業委員会 会長 沖山 慶孝

番号1 農地の所在 大字●●●●番、登記 山林、現況 畑、農振区分 農振内、
面積 16,160㎡、内容は新規となります。

利用権を設定する者 ●●●●

利用権設定を受ける者 東京都農業会議

中間管理機構からの権利の設定を受ける者 ●●●●

利用目的 観葉鉢物、期間 10年間、賃借料は年間200,000円となります。

続いて番号1農地の所在・順路等の説明をいたしますので、番号1農地の対象地域広域図をご覧ください。

【番号1農地説明】

最後に確認事項ですが、番号1の中間管理機構を通して利用権設定を受ける●●●●さんについては、認定農業者ですので全部効率利用・常時従事については問題ありません。農地については、今年度、未来に残す東京の農地プロジェクトを利用し再生事業を行い開墾しており、観葉鉢物の原木栽培を行う予定です。

議長 説明が終わりました。担当地区の推進委員と農業委員から意見を伺って参りたいと思います。番号1農地について、7番推進委員願います。

推委7番 農業委員、事務局と現地を確認しました。傾斜のある農地ではございますが、事務局から説明があったとおり、補助事業を活用しての開墾を行うとのことで問題ないかと思います。よろしく願います。

議長 続いて、番号1農地について、12番農業委員願います。

農委12番 推進委員からも説明があったとおり、斜面にはなっているが、補助事業を活用し開墾しており、これから、原木等を植えれば土も落ち着くと思います。問題ないかと思いますので、よろしく願います。

議長 担当地区の農業委員、推進委員から意見を聞きましたが、質問や意見等はございますか。

…無いようでしたら第2号議案を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第2号については承認といたします。

議長 続いて、議案第3号八丈町農業振興地域整備計画案の意見について上程いたします。事務局より説明願います。

事務局 議案第3号八丈町農業振興地域整備案の意見について事務局より説明いたします。

申請地 大字●●●●番

所有者 八丈町、地目 牧場、面積 4,083㎡

除外申請理由については、申請地は町の所有地として昭和45年に農振農用地に指定され、ふれあい牧場として整備した範囲の一部である。山崩れのため、昭和62年から東京都直営の治山工事を行い、平成16年に保安林指定されている。今回、当該治山施設を修繕する必要が生じた為、指導方針に基づき農用地区域と保安林地域の重複状況の解消のため、農用地区域の除外をしたいと申請がありました。

申請地の場所についてですが、資料をめくっていただいて資料2ページに案内図、4ページに詳細図、5ページ目に配置図が綴っていますのでご確認ください。

農振農用地の除外にあたり、農業委員会、農協、農業振興地域協議会の各委員の方より意見をいただくことになっています。本総会においては、農業委員会のご意見をいただければと思います。

議長 説明が終わりました。ご意見とご質問をお受けいたしますが、いかがでしょうか。

…無いようでしたら議案第3号を承認することにご異議ございませんか。

《異議なしの声多数》

議長 異議なしと認め、議案第3号については、承認することに決しました。